

別表第二 住居手当の月額に係る控除率及び限度額（第二条関係）

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除率及び限度額を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照表

## 一 大使館

注：上段は改正案  
下段は現行

地域	所在国	控除率	限度額						
			単位	号別					5号
				公使	1号	2号	3号	4号	
アジア	インド	8.7%	アメリカ合衆国ドル	6,042	4,944	4,211	3,662	3,296	2,930
		8.0%	アメリカ合衆国ドル	6,042	4,944	4,211	3,662	3,296	2,930
	インドネシア	10.6%	アメリカ合衆国ドル	4,967	4,064	3,462	3,010	2,709	2,408
		9.7%	アメリカ合衆国ドル	4,967	4,064	3,462	3,010	2,709	2,408
	カンボジア	8.2%	アメリカ合衆国ドル	6,405	5,241	4,464	3,882	3,494	3,106
		6.4%	アメリカ合衆国ドル	7,536	6,165	5,252	4,567	4,110	3,654
	シンガポール	6.7%	シンガポール・ドル	11,375	9,307	7,928	6,894	6,205	5,515
		5.9%	シンガポール・ドル	11,837	9,685	8,250	7,174	6,457	5,739
	スリランカ	18.5%	アメリカ合衆国ドル	2,851	2,333	1,987	1,728	1,555	1,382
		16.9%	アメリカ合衆国ドル	2,851	2,333	1,987	1,728	1,555	1,382
	タイ	11.7%	タイ・バーツ	153,125	125,284	106,723	92,803	83,523	74,242
		10.2%	タイ・バーツ	161,523	132,156	112,577	97,893	88,104	78,314
	大韓民国	12.1%	ウォン	5,401,970	4,419,793	3,765,009	3,273,921	2,946,529	2,619,137
		9.4%	アメリカ合衆国ドル	5,138	4,204	3,581	3,114	2,803	2,491
	中華人民共和国	6.9%	アメリカ合衆国ドル	7,602	6,219	5,298	4,607	4,146	3,686
		5.7%	アメリカ合衆国ドル	8,465	6,926	5,900	5,130	4,617	4,104
	ネパール	33.9%	アメリカ合衆国ドル	1,554	1,272	1,083	942	848	754
		30.9%	アメリカ合衆国ドル	1,554	1,272	1,083	942	848	754
	パキスタン	11.9%	アメリカ合衆国ドル	4,435	3,629	3,091	2,688	2,419	2,150
		10.8%	アメリカ合衆国ドル	4,435	3,629	3,091	2,688	2,419	2,150
	バングラデシュ	17.3%	アメリカ合衆国ドル	3,043	2,489	2,121	1,844	1,660	1,475
		15.8%	アメリカ合衆国ドル	3,043	2,489	2,121	1,844	1,660	1,475
	東ティモール	11.8%	アメリカ合衆国ドル	4,470	3,657	3,115	2,709	2,438	2,167
		10.8%	アメリカ合衆国ドル	4,470	3,657	3,115	2,709	2,438	2,167
	フィリピン	12.5%	アメリカ合衆国ドル	4,203	3,438	2,929	2,547	2,292	2,038
		10.6%	アメリカ合衆国ドル	4,547	3,721	3,169	2,756	2,480	2,205
	ブータン	33.9%	アメリカ合衆国ドル	1,554	1,272	1,083	942	848	754
		30.9%	アメリカ合衆国ドル	1,554	1,272	1,083	942	848	754
	ブルネイ	11.6%	シンガポール・ドル	6,551	5,360	4,566	3,970	3,573	3,176
		9.0%	シンガポール・ドル	7,707	6,306	5,372	4,671	4,204	3,737